平成２３年（フ）第４５６号
静岡県島田市横井３丁目20番13号
債務者　安原　鈴夫
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
島根県鹿足郡津和野町森村イ406番地１
債務者　橋本　忠美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１１号
石川県鳳珠郡穴水町字川島いの22番地
債務者　平澤　一美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第１３号
石川県輪島市東中尾町ロ部92番地９　メゾネット宮建Ａ―11、従前の住所石川県輪島市気勝平町１番地75
債務者　野口真奈美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午後１時40分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第７９９号
東京都多摩市愛宕１丁目２番地１―1101
債務者　関　友理子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８８５号
東京都多摩市南野２丁目29番地の２グリーンヒル南野２　201
債務者　斉藤　涼介
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１７号
北海道帯広市西５条南29丁目１番地13
債務者　伊藤　良典
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２号
島根県隠岐郡隠岐の島町港町指向44番地８、前住所鳥取県境港市高松町1033番地
債務者　木村　卓也
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後４時
松江地方裁判所西郷支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第７６号
佐賀県鹿島市大字高津原3801番地２
破産者　内藤　知子
1　決定年月日　平成23年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第８１号
長崎県西海市大島町5352番地、旧住所長崎県西海市大島町1893番地５
破産者　松田　敏昭
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
長崎県佐世保市大和町1010番地８　豊福ハイツ202、旧住所長崎県佐世保市大和町1142番地２　サンハイツ大和202
破産者　川平　正彦
1　決定年月日　平成23年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第９１７号
大阪府吹田市豊津町33番７号
破産者　山口　忠男
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８４１号
大阪府大東市御供田４丁目３番12号
破産者　東谷　義則
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２２号
大阪府八尾市植松町１丁目５番５―203号
破産者　辻本　正典
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３６８号
大阪府東大阪市加納２丁目26番９号　メゾンシュマール101号
破産者　東　　勝博
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５３１号
大阪市浪速区戎本町１丁目４番14―204号
破産者　仲井　妙子
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１号
鹿児島県南九州市川辺町永田4864番地
破産者　小山田明洋
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第６９号
北海道勇払郡むかわ町穂別85番地54
破産者　諏佐　英樹
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部